

## 天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴う10連休に関する「でんさい口座間送金決済」の取扱いについて

今般、天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、平成31年4月27日から5月6日までが10連休となります。

この10連休の期間を支払期日として発生させたでんさいの口座間送金決済は、10連休明けの5月7日に行われることとなりますのでご留意下さい。

既に上記期間を期日としたでんさいが発生され、口座間送金決済日を10連休前に変更したい場合は、以下の条件の日までに、変更記録による支払期日の変更の請求が必要になります。

- ①利害関係者が債務者・債権者しかいない状態においてオンラインで相手方の承諾を得る場合：支払期日の7銀行営業日前の日までに変更して下さい。
- ②相手方の承諾を書面で得る場合および利害関係者が3名以上いる場合：支払期日の3銀行営業日前の日までに変更して下さい。

今後、でんさいを発生させる場合には、上記期間は口座間送金決済が行われないことにご留意のうえ、支払期日をご指定下さい。